



子どもがのびやかでたくましく成長できるまちづくり



私たちは、子どもがのびやかでたくましく成長できるまちをつくりたい。

そのために必要なこととして、次の4点を掲げました。

1. 子どもの権利が大切にされる環境づくり
2. 子どもの健やかな育ちを支える環境の充実
3. 充実した学校教育等の推進
4. 配慮を必要とする子どもへの支援

1 子どもがのびやかでたくましく成長できるまちづくり

(1) 現状と課題

平成6年に批准された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」によって、子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。子どもの成長について、家族は必要な保護の責務を負っており、地域社会はこれを支援していかなければなりません。しかし、今日の少子高齢化や核家族化の進行、情報化の進展による価値観の多様化といった状況は、子どもを取り巻く環境にも大きな影響を与え、様々な課題を生み出しています。中でも、子どもの人権にかかわる乳幼児期からの虐待や、学校におけるいじめや不登校などの問題が増加している実態がみられます。「児童の権利に関する条約」を現実のものとしていくには、家庭での子育て及びそれを支える地域社会、さらには保育園での保育、幼稚園・学校における教育、これらの3つが連携しながら、子どもの人権を守り、夢や希望をもって過ごせる環境をつくっていくことが重要であると同時に、大きな課題ともなっています。特に、子どもの最も重要な人権である生命・身体的自由をおびやかす虐待については、早期発見・早期対応・未然防止のためのさらなる取組が必要であり、家庭内や地域で孤立した子育てにならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができるシステムの構築を進めることが重要です。

さらに、大人が子どもを守っていくことも必要ですが、学校や家庭、地域が一体となって、子どもの権利を守る毅然とした姿勢を教え、自分で自分の身を守り、いやなことに「ノー」と言える力を培うことも大切です。

(2) 本市の今後の取組

1. 「児童の権利に関する条約」の普及促進

子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の普及に努め、市民意識の高揚を図ります。

関連事業及び取組内容	現状値	目標値
	平成26年度	平成31年度
事業名（取組名等）：人権フェスタ		
概要：		